

添付法令資料 2 :

住宅プログラム・クレジットの実施ガイドラインに関する2025年8月7日付  
インドネシア共和国経済担当調整大臣規則No. 13 (目次)  
同月8日施行

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 住宅プログラム・クレジットの実施
  - 第1節 住宅プログラム・クレジットの目的 (第2条)
  - 第2節 住宅プログラム・クレジットの配分者 (第3条ないし第6条)
  - 第3節 住宅プログラム・クレジットの保証／保険 (第7条)
  - 第4節 担保 (第8条)
  - 第5節 利子補給金／マージン補給金 (第9条)
  - 第6節 住宅プログラム・クレジットの配分 (第10条)
  - 第7節 住宅供給側の住宅プログラム・クレジットの配分 (第11条ないし第16条)
  - 第8節 住宅需要側の住宅プログラム・クレジットの配分 (第17条ないし第22条)
- 第3章 報告 (第23条)
- 第4章 指導及び監督 (第24条ないし第30条)
- 第5章 終則 (第31条)